

(案)

造 林 事 業 請 負 契 約 書

1 事業名、請負物件、契約面積、請負予定数量、請負予定単価、請負予定金額、事業場所及び生産完了検査場所

事業名	請負物件	契約面積	請 負 予定数量	請 負 予 定 単 価	請 負 予 定 金 額	事業場所	生産完了 検査場所
森林環境保全 整備事業 (南荒川山国有林外)	保育間伐 活用型	92.89 ha	4,983 m ³			南荒川山 250㍓3外	指定土場
	誘導伐	18.05 ha	2,057 m ³				
	小 計	110.94 ha	7,040 m ³				
	検 知		(7,040) m ³				
	植 付	(8.39) ha					
計		110.94 ha	7,040 m ³		請負金額 (うち取引に係る消費税及び地方 消費税額)		

2 履行期限

自 令和 年 月 日

至 令和 8 年 2 月 18 日

3 選択条項 別冊約款中選択される条項は次のとおりである。
(選択されるものは○印、削除されるものは×印。)

適用削除の区分	選 択 事 項		選 択 条 項
×	契約保証金の納付		第4条第1項第1号
×	契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供		第4条第1項第2号
×	銀行、甲が確実と認める金融機関等の保証		第4条第1項第3号
×	公共工事履行保証証券による保証		第4条第1項第4号
×	履行保証保険契約の締結		第4条第1項第5号
×	支給材料及び貸与品		第15条
○	部分払	月 1 回以内	第38条
×	前金払	分の 以内	第35条第1項
×	中間前金払		第35条第3項
×	国庫債務負担行為に係る契約の特則		第40条

4 支給材料及び貸与物件

品 名	品 質 規 格	数 量	引 渡 予 定 場 所	引 渡 予 定 月 日
な し				

5 特約事項

別紙1「特記仕様書」及び別紙2「特約事項」のとおり

6 技術提案事項の履行確保

別紙3のとおり

上記の事業について、発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び令和 年 月 日に交付した国有林野事業製品生産事業請負契約約款及び素材の検知業務請負契約約款の規定によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同事業体を結成している場合には、請負者は別紙共同事業体協定書により契約書記載の事業を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発 注 者 青森県青森市篠田三丁目22番16号
分任支出負担行為担当官
青森森林管理署長 黒木 尚

請 負 者

別紙

請負事業内訳書

事業名 森林環境保全整備事業(南荒川山国有林外)

林小班(伐区)	材種	作業工程	予定数量 m3	備考
250い3	一般材・低質材	伐木造材・集材・運材・小運搬巻立	199	
250ろ2	一般材・低質材	伐木造材・集材・運材・小運搬巻立	40	
250ろ3	一般材・低質材	伐木造材・集材・運材・小運搬巻立	151	
250ろ5	一般材・低質材	伐木造材・集材・運材・小運搬巻立	205	
250ろ6	一般材・低質材	伐木造材・集材・運材・小運搬巻立	100	
250ろ9	一般材・低質材	伐木造材・集材・運材・小運搬巻立	90	
307い1	一般材・低質材	伐木造材・集材・運材・小運搬巻立	80	
307い2	一般材・低質材	伐木造材・集材・運材・小運搬巻立	234	
307い3	一般材・低質材	伐木造材・集材・運材・小運搬巻立	148	
307い4	一般材・低質材	伐木造材・集材・運材・小運搬巻立	196	
307は1	一般材・低質材	伐木造材・集材・運材・小運搬巻立	72	
307は2	一般材・低質材	伐木造材・集材・運材・小運搬巻立	106	
307は3	一般材・低質材	伐木造材・集材・運材・小運搬巻立	76	
307は4	一般材・低質材	伐木造材・集材・運材・小運搬巻立	46	
307は5	一般材・低質材	伐木造材・集材・運材・小運搬巻立	56	
307は6	一般材・低質材	伐木造材・集材・運材・小運搬巻立	58	
307は7	一般材・低質材	伐木造材・集材・運材・小運搬巻立	118	
307は8	一般材・低質材	伐木造材・集材・運材・小運搬巻立	78	
308ほ1	一般材・低質材	伐木造材・集材・運材・小運搬巻立	376	
308と1	一般材・低質材	伐木造材・集材・運材・小運搬巻立	102	
308と2	一般材・低質材	伐木造材・集材・運材・小運搬巻立	174	
308と3	一般材・低質材	伐木造材・集材・運材・小運搬巻立	126	
308と4	一般材・低質材	伐木造材・集材・運材・小運搬巻立	150	
308ぬ	一般材・低質材	伐木造材・集材・運材・小運搬巻立	12	
308わ1	一般材・低質材	伐木造材・集材・運材・小運搬巻立	21	
308わ3	一般材・低質材	伐木造材・集材・運材・小運搬巻立	88	
356ろ1	一般材・低質材	伐木造材・集材・運材・小運搬巻立	106	
356ろ2	一般材・低質材	伐木造材・集材・運材・小運搬巻立	65	
356ろ3	一般材・低質材	伐木造材・集材・運材・小運搬巻立	349	
356は	一般材・低質材	伐木造材・集材・運材・小運搬巻立	519	
358い1	一般材・低質材	伐木造材・集材・運材・小運搬巻立	453	植付1.85ha: カラマツコンテナ苗5,000本
358い2	一般材・低質材	伐木造材・集材・運材・小運搬巻立	750	植付3.06ha: カラマツコンテナ苗8,300本
358い3	一般材・低質材	伐木造材・集材・運材・小運搬巻立	449	植付1.83ha: カラマツコンテナ苗4,950本
358い4	一般材・低質材	伐木造材・集材・運材・小運搬巻立	405	植付1.65ha: カラマツコンテナ苗4,500本
410は1	一般材・低質材	伐木造材・集材・運材・小運搬巻立	722	
410は2	一般材・低質材	伐木造材・集材・運材・小運搬巻立	120	
計			7,040	

林 小 班(伐区)	材種	作業工程	予定数量 m3	備考
250㍔3外	素材計測・計測検知・検尺	(1)の業務	3,874	
		(2)の業務	353	
		(5)の業務	2,813	
計			7,040	

作業工程	規格等	予 定 数 量 (m3)		
		N	L	計
伐 倒	素 材	12,038	554	12,592
集造材・小運搬巻立	素 材	6,731	309	7,040
森林作業道作設	3m幅			23,670m
土場作設等	バックホウ0.45m3			39h
碎石購入	(敷砂利)C-80		現地納入	147m ³
植付 (期限10月31日)	358㍔1 カラマツコンテナ苗	1.85ha	5,000本	【備考】 伐採・搬出後2週間以内に完了すること
	358㍔2 カラマツコンテナ苗	3.06ha	8,300本	
	358㍔3 カラマツコンテナ苗	1.83ha	4,950本	
	358㍔4 カラマツコンテナ苗	1.65ha	4,500本	
	合 計	8.39ha	22,750本	
敷鉄板	22mm×1.5m×6.0m		210日	39枚

別紙 1

特 記 仕 様 書

- 1 発注者は、契約生産量が完了した場合は、素材生産にかかわる契約を打ち切ることができるものとする。
- 2 請負事業の実施にあたって、労働災害が発生した場合は速やかに（発生日を超えない）報告するものとする。
- 3 素材の管理について、山元における適切な管理を期するため門扉等（ワイヤロープ等）の設置及び盗難防止に関わる措置を行うこと。
山元巻立を沢沿いで実行する場合は、流失のない箇所を選定しワイヤロープ等で固定するなどの対策を行うこと。"
- 4 沢等は極力渡らない線形で森林作業道の設計をすること。やむを得ない場合は、監督職員と協議の上、水質汚濁防止の適切な措置を講じること。
降雨時等による地盤の状況を適切に把握し、林道・森林作業道等の悪化及び泥濘化を防止すること。
- 5 事業終了後の土場整理については、請負者の責任において行い端材等の散乱がないように整理すること。
- 6 虫害時期においては切捨て作業を優先して実施すること。森林病虫害被害の防止の観点から、広葉樹を多く含む林分の伐採は原則 10 月以降に実施すること。
- 7 保安林指定箇所については、所定の手続きを経てから事業着手すること。
- 8 特別な事情がある場合には、国有林材の生産時期及び数量を変更することがある。
- 9 希少種の生息環境の保全に配慮した森林管理について、事業時期の変更等特別に指示する場合がある。

別紙 2

特約事項（製品生産事業）

農林水産省では、専門家による検討等を重ね、今般、野生いのししにおけるアフリカ豚熱（以下、「ASF」という。）の感染確認時の具体的対応が取りまとめられ、都道府県へ通知されたところ。

ASFは、ASFウイルスが豚やいのししに感染することによる発熱や全身の出血性病変を特徴とする致死率の高い伝染病であり、ダニによる媒介、感染畜等との直接的な接触により感染が拡大し、有効なワクチンや治療法はなく、発生した場合の畜産業界への影響が甚大であることから、我が国の家畜伝染病予防法において「家畜伝染病」に指定され、患畜・疑似患畜の速やかな届出とと殺が義務付けられている。

このことから、下記について順守すること。

記

1. 平時における対応について

山林での作業用の靴の履き分けや、下山時や帰宅時の靴及びタイヤの土落とし等、感染防止対策に協力すること。

また、野生いのししの死体発見時には死体が所在する県の家畜衛生部局に速やかに通報するとともに、当該森林管理署等へ連絡すること。

2. 感染の疑いが生じた場合の対応

ASF対策として、野生いのししの感染が確認された場合の各県が実施する防疫措置に基づき、消毒ポイントにおける消毒の実施や帰宅後の靴底の洗浄消毒等に協力すること。

また、各県の行う立入制限等の防疫措置等を踏まえ、本契約の作業を一時中止する可能性がある。

一時中止となった場合は、国有林野事業製品生産事業請負契約約款第 20 条により対応する。

別紙 3

技術提案事項の履行確保

受注者は、令和 年 月 日付けで提出のあった技術提案書で提示した技術等については、次のとおり評価された項目及び内容の履行を確保するものとする。

項 目	評価	内 容
事業計画の工程管理		事業計画の工程管理及び工程管理に係わる工夫・提案
事業の計画・実施に係わ る 提案		事業計画上の考慮事項に係わる工夫・提案
		自然環境への配慮、生産性向上に係わる工夫・提案
		品質管理に係わる工夫・提案
		安全対策に係わる工夫・提案
一貫作業における効率化の 工夫		造林経費削減の提案
		造林作業の省力・省略化の提案
		確実な更新と保育経費削減の提案

(注)評価された項目について(○印)を記載